

東久留米市勤労市民共済会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）の役員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 勤労市民共済会の役員報酬は次のとおりとする。

会 長 日額 4,500円

副会長 日額 4,000円

理 事 日額 4,000円

監 事 日額 4,000円

参 与 日額 4,000円

2 報酬は勤労市民共済会の理事会及び東京都市勤労者共済団体連合会等の会議出席に対し支給する。

3 ただし、福利厚生部会並びに給付融資部会、会計監査への出席、共済会旅行随行については、次のとおりとする。

会 長 日額 2,000円

副会長 日額 2,000円

理 事 日額 2,000円

監 事 日額 2,000円

4 東久留米市職員の理事については無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 勤労市民共済会役員が公務により旅行したときは、それぞれ費用弁償として、東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月24日条例第55号）に準じて支給する。

(委任)

第4条 その他必要な事項は会長が別に定める。

付則

1 この規程は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。